

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月四日

神奈川県大和市大和東三丁目四番二七号

医療法人あすなろ会
清算人 壁谷 悠介

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年七月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月四日

三重県名張市桔梗が丘五番町二街区四八番地
医療法人つくし
清算人 加藤 正彦

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年一月二十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月四日

大阪府泉南市樽井六丁目三番一九号
医療法人若狭歯科医院
清算人 若狭 薫滋

解散公告(第二回)

当法人は、社員の欠亡により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月四日

奈良市鶴舞東町二番一三三号
医療法人福原眼科
清算人 福原 直美

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年七月三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月四日

広島市佐伯区海老園三丁目一九番一八〇九号
島津マンション敷地売却組合
代表清算人 豊島 由浩

解散公告(第二回)

当法人は、福岡地方裁判所飯塚支部の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十八日)の翌日から令和八年十月三十一日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月四日

福岡県嘉麻市山野二〇〇二番地
宗教法人山野教会
清算人 弁護士 明石美紗子

解散公告(第二回)

当法人は、福岡県飯塚市新立岩四番四号クレインビル四〇二号 森法律事務所
本籍青森県東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川六八番地八、最後の住所愛知県名古屋市中瑞穂区彌富通四丁目七〇番地 シグナス五〇四号
被相続人 亡 今 亜里沙
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

青森市古川一丁目一五番五号 オフィスビル木村三階
相続財産清算人 弁護士 小澤 博之

解散公告(第二回)

当法人は、社員の欠亡により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月四日

本籍岩手県大船渡市大船渡町字野々田一一番地二三、最後の住所岩手県大船渡市大船渡町字上山三番地一 市営住宅上山東アパート三〇二号
被相続人 亡 金野 幸子

解散公告(第二回)

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

住所岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前一六四番地二 ポートパレス茶屋前II一〇一号室
事務所岩手県大船渡市大船渡町字笹崎一四番地一三 C.A.S.A・K
相続財産清算人 司法書士 杉山 眞人

解散公告(第二回)

本籍栃木県矢板市沢六三七番地二、最後の住所栃木県那須郡那須町大字寺子丙一四九八番地二 聖園
被相続人 亡 井上 義雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

栃木県那須郡塩原市方京一六一五 弁護士 土法人戸野・田並・小佐田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 戸野 俊介

解散公告(第二回)

本籍埼玉県鶴ヶ島市大字藤金八二六番地五、最後の住所栃木県那須郡塩原市三島三丁目二番地
被相続人 亡 江連 篤
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

栃木県那須郡塩原市永田町三番地二五 那須 法律事務所
相続財産清算人 弁護士 品川 尚子

解散公告(第二回)

本籍埼玉県比企郡小川町大字奈良梨九一七番地、最後の住所埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷四六八番地七 荒井コーポ三三号室
被相続人 亡 鈴木とも子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

本籍千葉県松戸市八ヶ崎四丁目六番地三、最後の住所千葉県松戸市八ヶ崎四丁目六番地の三
被相続人 亡 坂本 光司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

解散公告(第二回)

本籍千葉県松戸市八ヶ崎四丁目六番地三、最後の住所千葉県松戸市八ヶ崎四丁目六番地の三
被相続人 亡 坂本 光司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所千葉県松戸市本町一八一四 NBF 松戸ビル五階 ときわ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 白石 知江

解散公告(第二回)

本籍千葉県千葉市花見川区花見川四三四番地一、最後の住所千葉県千葉市花見川区花見川七番四棟一〇二号
被相続人 亡 小沼 正明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所千葉県中央区中央四丁目八番八号 日進ビル五〇二 やまとばし法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内藤 太郎

解散公告(第二回)

本籍千葉県千葉市中央区中央四丁目八番八号 日進ビル五〇二 やまとばし法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内藤 太郎

令和八年八月四日

事務所千葉県中央区中央四丁目八番八号 日進ビル五〇二 やまとばし法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内藤 太郎

第8期決算公告

2026年6月23日		2026年6月23日		2026年6月23日	
神奈川県横浜市中央区北仲5-57-2 K I		神奈川県横浜市中央区北仲5-57-2 K I		神奈川県横浜市中央区北仲5-57-2 K I	
TANAKA North 3階		TANAKA North 3階		TANAKA North 3階	
BRICK North セミ文化芸術財団		BRICK North セミ文化芸術財団		BRICK North セミ文化芸術財団	
一般財団法人セガサミ文化芸術財団		一般財団法人セガサミ文化芸術財団		一般財団法人セガサミ文化芸術財団	
代表理事 里見 治紀		代表理事 里見 治紀		代表理事 里見 治紀	
貸借対照表の要旨		貸借対照表の要旨		貸借対照表の要旨	
(2026年3月31日現在)		(2026年3月31日現在)		(2026年3月31日現在)	
(単位:千円)		(単位:千円)		(単位:千円)	
科	目	金	額	科	目
	目	金	額		目
資産部	流動資産	31,676		負債及び正味財産部	流動負債
	固定資産	7,253			正味財産(うち基本財産充当額)
負債部	負債合計	38,930		正味財産部	正味財産合計
	負債合計	2,558			正味財産合計
負債及び正味財産部	一般正味財産(うち基本財産充当額)	36,272		正味財産部	正味財産合計
	正味財産合計	(3,000)			正味財産合計
正味財産部	正味財産合計	36,272		正味財産部	正味財産合計
	正味財産合計	38,930			正味財産合計